

# 理事会会議資料

(平成28年度第2回)

平成28年8月31日(水)

社会福祉  
法人 神栖市社会福祉協議会

## 平成28年度第2回神栖市社会福祉協議会理事会次第

日 時：平成28年8月31日（水）

午後2時30分より

場 所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議事録署名人選任

5. 議 事

報告第1号 指定管理事業（神栖市障害者デイサービスセンターのぞみ、神栖市福祉作業所きぼうの家）の実施状況（4～7月分）について

報告第2号 経営改善計画策定指針に基づく行動計画（社協発展・強化計画）策定にかかる専門委員会の協議結果について

6. 閉 会

報告第1号

指定管理事業（神栖市障害者デイサービスセンターのぞみ、神栖市福祉作業所きぼうの家）の実施状況（4～7月分）について

<提案理由>

平成26年度より利用料方式により運営している標記事業は、前年度の反省をふまえ、両事業とも新規利用者獲得努力とあわせ、指定管理事業全体での適正な収支管理を継続しております。

4月から7月までの実績に関する中間報告として、以降の資料のとおり報告いたします。

平成28年8月31日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 保 立 一 男

## 障害者デイサービスセンター「のぞみ」指定管理業務の運営状況

- サービスの内容
- |                      |          |          |
|----------------------|----------|----------|
| 1 生活介護計画の作成          | 2 食事の提供  | 3 入浴又は清拭 |
| (生活介護)               | 4 身体等の介護 | 5 機能訓練   |
| 7 余暇活動               | 8 健康管理   | 9 送迎サービス |
| 10 利用者又は家族に対する相談及び助言 |          |          |
- 営業日・時間
- 月～土曜日（12/31、1/01を除く） 9:30～15:30  
 ※児童については特別支援学校休校日（土曜・祝日、夏休み等）のみ 9:30～15:00
- 1日の利用定員
- 20名（うち基準該当放課後等デイサービスで 障害児童5名）
- 28年度受入目標
- 11名（1ヶ月あたりの利用料収入見込 3,687,167円）  
 （年間予算 44,246,000円）

### ○ サービス利用状況（平成28年4月～7月の実績）

	営業日数	実利用者数	延べ利用者数	1日平均利用	達成率	利用者内訳(障害支援区分別)				基準該当放課後等デイ	利用料収入
						区分3	区分4	区分5	区分6		
4月	26	22	264	10.2	92.3%	48	58	51	82	25	3,425,420
5月	26	22	269	10.3	94.1%	48	62	49	93	17	3,490,445
6月	26	22	235	9.0	82.2%	41	56	47	81	10	3,219,257
7月	26	24	268	10.3	93.7%	41	56	48	92	31	3,752,790
計	104		1,036	10.0	90.6%	178	232	195	348	83	13,887,912

### ○ 利用者増強に向けての取り組み（28年4月以降）

- ・市障がい福祉課との打合せ会議（業務報告、利用者増強対策の検討）の月例開催（27年度より継続）
- ・市内障害者相談支援事業所へのアプローチ（障がい福祉課と合同）
- ・鹿島特別支援学校が開催する福祉事業所合同説明会への出展（8月5日）
- ・未利用者に対し無料サービス体験・見学会の開催（8月19日。3組参加）
- ・サービス内容を工夫し、現利用者の利用日増につなげるアプローチを継続
- ・その他、事業所広報紙「のぞみ通信」発行、関係機関へのPRについては前年度と同様に実施中

神栖市障害者デイサービスセンター「のぞみ」平成28年度収支状況  
(4月から7月までの4ヶ月間分)

1 収入

区 分	当初予算	4ヶ月予算	摘要 (内訳)	4~7月実績	予算-実績	執行率
利用料(生活介護)	40,063,000	13,354,000	介護報酬及び利用者負担金	12,572,720	781,280	94.1%
利用料(児童)	4,183,000	1,394,000		1,315,192	78,808	94.3%
社会福祉事業繰入金	1,000	0	社協本部からの資金繰り入れ			
福祉作業所繰入金	1,000	0	作業所からの資金繰り入れ			
その他( )						
収入合計	44,248,000	14,748,000		13,887,912	860,088	94.2%

2 支出

区 分	当初予算	4ヶ月予算	摘要 (内訳)	4~7月実績	予算-実績	執行率
人件費	40,117,000	13,374,000		12,798,026	575,974	95.7%
給与	25,844,000	8,615,000	職員俸給、諸手当	8,637,112	△ 22,112	100.3%
賞与	2,475,000	825,000	期末・勤勉手当、処遇改善手当	1,248,001	△ 423,001	151.3%
共済費	5,335,000	1,779,000	法定福利費、福利厚生、退職掛金	1,396,243	382,757	78.5%
賃金	6,458,000	2,153,000	非常勤職員給与	1,511,870	641,130	70.2%
旅費交通費	5,000	2,000	職員旅費	4,800	△ 2,800	240.0%
需用費(事務費)	2,815,000	938,000		929,515	8,485	99.1%
消耗品費	532,000	177,000	消耗品、図書、保健衛生費、活動費	130,971	46,029	74.0%
燃料費	1,220,000	407,000	車両維持費(保険代除く)、燃料費	375,706	31,294	92.3%
印刷製本費	13,000	4,000	印刷製本費		4,000	
光熱水費		0				
修繕費	21,000	7,000	修繕費	113,454	△ 106,454	1621%
賄材料費	1,029,000	343,000	給食費	309,384	33,616	90.2%
役務費	448,000	149,000		227,298	△ 78,298	152.5%
通信運搬費	94,000	31,000	電話、郵便料金	22,658	8,342	73.1%
保険料	324,000	108,000	賠償補償保険、自動車任意保険	193,766	△ 85,766	179.4%
手数料	30,000	10,000	事務手数料	10,874	△ 874	108.7%
委託費・賃借料・備品等	850,000	282,000		203,125	78,875	72.0%
業務委託費	311,000	103,000	嘱託医、検便代、車検費用	103,159	△ 159	100.2%
賃借料	539,000	179,000	コピー料、事務賃借料、リネン代	99,966	79,034	55.8%
その他の支出	18,000	6,000		0	6,000	0.0%
社会福祉事業繰出金		0	社協本部への繰り出し			
その他の支出	2,000	1,000		0	1,000	
予備費	16,000	5,000			5,000	
支出合計	44,248,000	14,749,000		14,157,964	591,036	96.0%

3 収入実績-支出実績 (8月以降へ繰越)

△ 270,052

## 福祉作業所「きぼうの家」指定管理業務の運営状況

- サービスの内容
- |                             |                         |
|-----------------------------|-------------------------|
| 1 生活介護(就労継続支援B型)計画の作成       | 2 食事・排泄等の介護             |
| (生活介護)                      | 3 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練 |
| (就労継続支援B型)                  | 4 創作的活動                 |
| 5 就労の機会の提供及び生産活動            | 6 生活相談                  |
| 7 送迎サービス                    | 8 健康管理                  |
| 9 その他日常生活上必要な介護、訓練、支援、相談、助言 |                         |

- 営業日・時間 月～金曜日（祝日、12/29～1/3を除く） 9:00～15:00

- 1日の利用定員 生活介護：10名/日。 就労継続支援B型：20名/日。 計 30名/日。

- 28年度受入目標 生活介護：6.7名/日。 就労継続支援B型：12.7名/日。 計 19.4名/日。  
 （1ヶ月あたりの利用料収入見込 2,531,917 円）  
 （年間予算 30,383,000 円）

- サービス利用状況（平成28年4月～7月の実績）

	営業日数	実利用者数	延べ利用者数		日平均利用		達成率		利用料収入	
			生活介	計	生活介	計	生活介	計	生活介	計
			就労継		就労継		就労継		就労継	
4月	20	11	135	380	6.8	19.0	100.7%	97.9%	996,640	2,458,970
		17	245		12.3		96.5%		1,462,330	
5月	19	11	131	378	6.9	19.9	102.9%	102.6%	948,230	2,413,350
		17	247		13.0		102.4%		1,465,120	
6月	22	11	159	464	7.2	21.1	107.9%	108.7%	1,165,000	2,963,950
		16	305		13.9		109.2%		1,798,950	
7月	20	11	135	390	6.8	19.5	100.7%	100.5%	993,550	2,499,860
		15	255		12.8		100.4%		1,506,310	
計	81		560	1,612	6.9	19.9	103.2%	102.6%	4,103,420	10,336,130
			1,052		13.0		102.3%		6,232,710	

- 利用者増強に向けての取り組み（28年4月以降）

- ・市内障害者相談支援事業所へのアプローチ（障がい福祉課と合同）
- ・鹿島特別支援学校が開催する福祉事業所合同説明会への出展（8月5日）
- ・未利用者に対し無料サービス体験・見学会の開催（8月19日。障害デイと合同実施）
- ・その他、本会広報等でのPR、市内関係機関へのPRについては前年度と同様に実施中

神栖市福祉作業所「きぼうの家」平成28年度収支状況

(4月から7月までの4ヶ月間分)

1 収入

区分	当初予算	4ヶ月予算	摘要	4～7月実績	予算－実績	執行率
介護給付費(生活介護)	11,980,000	3,993,000	介護報酬及び利用者負担金	4,103,420	△ 110,420	102.8%
介護給付費(就労B型)	18,403,000	6,134,000	介護報酬及び利用者負担金	6,232,710	△ 98,710	101.6%
社会福祉事業繰入金	1,000	0	法人本部からの財源補填		0	
その他(事業収入)	1,638,000	546,000	制作・農作物の売上、内職収入等	456,047	89,953	83.5%
その他(参加費収入)	20,000	7,000	社会見学時等に利用者から徴収		7,000	0.0%
収入合計	32,042,000	10,680,000		10,792,177	△ 112,177	101.1%

2 支出

区分	当初予算	4ヶ月予算	摘要	4～7月実績	予算－実績	執行率
人件費	23,565,000	7,855,000		7,950,715	△ 95,715	101.2%
給与	9,598,000	3,199,000	職員俸給、諸手当	3,135,811	63,189	98.0%
賞与	2,186,000	729,000	期末・勤勉手当、処遇改善手当	1,161,201	△ 432,201	159.3%
共済費	2,508,000	836,000	法定福利費、福利厚生、退職掛金	670,123	165,877	80.2%
賃金	9,228,000	3,076,000	非常勤職員給与	2,975,180	100,820	96.7%
旅費交通費	45,000	15,000	職員旅費	8,400	6,600	56.0%
需用費(事務費)	2,882,000	961,000		734,392	226,608	76.4%
消耗品費	895,000	298,000	消耗物品、図書、器具費、活動費	141,545	156,455	47.5%
燃料費	1,121,000	374,000	車両費(保険代除く)、燃料費	366,775	7,225	98.1%
印刷製本費	5,000	2,000	印刷製本費		2,000	
光熱水費	738,000	246,000	電気料金、ストーブ用灯油代	226,072	19,928	91.9%
修繕費	120,000	40,000	作業用ミン、耕耘機等の修繕費		40,000	
賄材料費	3,000	1,000	会議等賄い		1,000	
役務費	413,000	138,000		210,771	△ 72,771	152.7%
通信運搬費	163,000	54,000	電話、郵便料金	49,088	4,912	90.9%
保険料	239,000	80,000	賠償補償保険、自動車任意保険	161,683	△ 81,683	202.1%
手数料	11,000	4,000	利用料金口座振替手数料		4,000	
委託費・賃借料・備品等	920,000	307,000		270,430	36,570	88.1%
業務委託費	608,000	203,000	嘱託医、機械警備	203,470	△ 470	100.2%
賃借料	312,000	104,000	コピー料、事務賃借料	66,960	37,040	64.4%
その他の支出	4,262,000	1,420,000		325,340	1,094,660	22.9%
利用者工賃	1,053,000	351,000	作業実績に応じ利用者へ配分	324,800	26,200	92.5%
租税公課	61,000	20,000	事業収入に対する消費税		20,000	
社会福祉事業繰出金	3,100,000	1,033,000	社協本部への繰り出し		1,033,000	
デイサービス繰出金	1,000		デイサービスへの繰り出し			
その他の支出	47,000	16,000	雑支出、予備費	540	15,460	3.4%
支出合計	32,042,000	10,681,000		9,491,648	1,189,352	88.9%

3 収入実績－支出実績(8月以降へ繰越)

1,300,529

## 報告第2号

経営改善計画策定指針に基づく行動計画（社協発展・強化計画）策定にかかる  
専門委員会の協議結果について

### <提案理由>

前回（平成28年5月18日開催）の理事会で議決いただいた「神栖市社会福祉協議会  
経営改善計画策定指針」にもとづき、平成29年度を初年度とする行動計画（社協発展・  
強化計画）の策定に向け、事業専門委員会、及び財務・組織専門委員会を発足させ、それ  
ぞれ第1回目の委員会を実施いたしました。

各委員会での協議結果に関する中間報告として、以降の資料のとおり報告いたします。

平成28年8月31日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 保 立 一 男



経営改善計画策定指針に基づく行動計画（社協発展・強化計画）策定にかかる  
専門委員会の結果について（行動計画の内容修正に関する委員会の意見）

（１）事業専門委員会 8月3日(水) 10時～ 小島副会長ほか役員9名出席

委員長：小島真知子  
副委員長：原直俊

I 事業展開を支える財政基盤の強化

- ⑤ 公的事業の積極的受託
  - ・ 受託事業の継続受託 → 原案通り計画化
  - ・ 新規事業の受託 → 原案通り計画化
- ⑥ 労働者派遣事業の積極的推進
  - ・ 福祉3課への職員派遣の継続 → 原案通り計画化
  - ・ 新たな派遣先の確保 → 原案通り計画化(具体的な派遣人数を明記)
  - ・ 既存事業の整理 → 原案通り計画化
- ⑦ 現場実習生の積極的受入
  - ・ 現場実習生の受入 → 原案通り計画化
  - ・ 実習指導者の増員 → 原案通り計画化

II 住民ニーズに合致した事業展開

- ① 様々な地域福祉の担い手との連携・協働(CSW)
  - ・ 日常生活圏域別担当CSW配置 → 原案通り計画化
  - ・ 地域住民との福祉課題の共有と  
同行訪問支援 → 原案通り計画化
- ② 成年後見受任活動の積極的展開
  - ・ 関係機関との連携による法人後  
見の受任件数の増 → 原案通り計画化
  - ・ 制度の普及啓発 → 原案通り計画化
  - ・ 職員等のスキルアップ → 原案通り計画化
  - ・ 市民後見人の養成 → 原案通り計画化
- ③ 障害者相談窓口としての機能強化
  - ・ 訪問相談の強化 → 原案通り計画化
  - ・ 地域福祉ネットワーク会議等の  
開催及び出席 → 原案通り計画化
- ④ 有料広告事業による収入確保
  - ・ 広報紙・ホームページへの有料  
広告掲載 → 原案通り計画化
- ⑤ 社協を市民へPRするイベント等の充実
  - ・ 福祉感謝会の充実 → 原案通り計画化
  - ・ 市・他関係団体が主催するイベ  
ントへの参加 → 原案通り計画化

委員長：今郡 利夫

副委員長：仲本 守

## I 事業展開を支える財政基盤の強化

### ① 会費収入の確保

- ・ 「特別会員」の見直し → 会費幅をもっと広げる。一般会費を含め、会費収入全体の目標（具体的収入試算）を追加。
- ・ 「団体会員」の創設 → 原案通り計画化
- ・ 会員特典の検討 → 計画を1年前倒し(29年度から検討)
- ・ 会員規程の改正 → 原案通り計画化

### ② 共同募金の増額

- ・ 行政区・自治会を単位とした募金の増強 → 具体的な募金目標額を計画に追記
- ・ 募金箱募金の増強 → 具体的な募金目標額を計画に追記
- ・ 職域募金の増強 → 具体的な募金目標額を計画に追記

### ③ 福祉活動基金の効果的活用

- ・ 保有限度額の設定と活用計画の策定 → 原案通り計画化
- ・ 基金活用の効果測定 → 原案通り計画化

### ④ 寄付金収入の増強

- ・ PRの充実 → 原案通り計画化
- ・ 寄附環境の整備 → 計画を1年前倒し(29年度から実施)

## III 時代に即応した組織の構築

### ① 理事会等基幹的会議の機能強化

- ・ 専門委員会を、理事会内に置く経営委員会へ発展 → 原案通り計画化
- ・ 役員等研修の充実 → 原案通り計画化
- ・ 活動実態に則した報酬・費用弁償体系の見直し → 原案通り計画化
- ・ 評議員体制の見直し → 原案通り計画化
- ・ 定款変更 → 原案通り計画化

### ② 事務局体制強化

- ・ 職員の業務量測定 → 原案通り計画化
- ・ 職員定数管理, 人員配置計画策定 → 原案通り計画化

### ③ 人材育成

- ・ 外部研修への参加 → 原案通り計画化
- ・ 目標申告と人事評価度の導入 → 30年度より本格実施とし、31年度に見直し

### ④ 職員の給与体系・水準のあり方の検討

- ・ 現行給与・昇給体系の整合性確認 → 29年度「確認」を「確認及び実施」に変更
- ・ 他市町村社協の処遇状況調査 → 原案通り計画化
- ・ 給与体系・水準のあり方検討 → 原案通り計画化

平成28年度 社会福祉法人助成金交付に至る経緯（専門委員会以降）  
及び計画策定に向けた今後の予定（案）

- 平成28年8月3日 第1回事業専門委員会（計画素案検討）
- 平成28年8月4日 第1回財務・組織専門委員会（計画素案検討）
- 平成28年8月4日 市（主管：社会福祉課）から、申請総額 81,877,000円のうち、交付済額を除く 40,938,000円について 再度申請書を提出するよう指示があり、同日付で提出。
- 平成28年8月12日 市から、再申請額についての交付決定通知書を受理。  
～9月（Ⅱ期）申請総額の30% 24,563,000円交付  
～12月（Ⅲ期）申請総額の15% 12,282,000円交付  
～3月（Ⅳ期）申請総額の残金（4,094,000円）精算
- ※ ただし、Ⅲ期分以降の助成金交付は、経営改善計画（行動計画）受領後とすることが交付条件とされた。
- 平成28年8月31日 平成28年度第2回理事会（委員会検討結果の中間報告）
- 平成28年10月上旬 第2回専門委員会（計画案の最終検討）
- 平成28年10月末 市へ「経営改善計画策定指針に基づく行動計画（発展・強化計画）」及び平成29年度社会福祉法人運営費助成金予算要望書提出
- 平成28年度中 理事会、評議員会で計画の最終報告

## <資料> 関係法令、本会定款、規程等（抜粋）

### <定款>

#### （理事会）

第12条 この定款に別段の定めのあるもののほか、この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、会長がこれを招集する。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

#### （評議員会の権限）

第15条 この定款に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理事会の議決を経て、原則として評議員会の議決を得なければならない。

(1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告

(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(3) 定款の変更

(7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

#### （評議員の資格等）

第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

3 評議員の選任に関する規程は、別に定める。

#### （評議員の任期）

第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。